

長浜水道企業団指定給水装置工事事業者

～ 新規・更新の手続きについて ～

長浜水道企業団の給水区域内で給水装置工事を行うには、長浜水道企業団指定給水装置工事事業者として指定を受ける必要があります。新しく指定を受けるための手続きは下記のとおりです。

また、令和元年10月1日の水道法の一部改正に伴い、指定の更新制が導入され、有効期限が5年間となりました。有効期限満了後も引き続き指定を受けようとするときは、指定の更新手続きが必要です。なお、更新対象事業者には事前に通知を行います。

★指定の申請に必要な書類（原則A4サイズで提出）

個人	法人	提出書類		注意事項
○	○	原本	指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）	「申請者」住民票、履歴事項全部証明書のとおり 「役員」法人の場合代表取締役から監査役まで役員全部 「事業の範囲」法人の場合履歴事項全部証明書の目的 「事業所の名称・所在地」事業所が複数ある場合は記載
○	○	原本	機械器具調書（別表）	種別ごとに1つ以上記載し、性能・型式を詳細に記入すること
○	○	原本	「機械器具調書」に掲載した器具の写真	記載したものが確認できる写真を添付すること。（ひとまとめで結構ですが、明瞭に撮影してください。）
○	○	原本	誓約書（様式第2）	申請者および法人役員が欠格事項に該当しないこと
○		原本	住民票の写し	個人番号（マイナンバー）が記載されていないもので、交付日から3ヶ月以内のもの
	○	コピー	定款	原本証明したもので、直近のもの
	○	原本	履歴事項全部証明書	交付日から3ヶ月以内のもの
○	○	原本	事業所の位置図および事務所写真（外観、事務所内）	営業していることが確認できるもの
○	○	原本	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3）	
○	○	コピー	給水装置工事主任技術者免状	
○	○	コピー	給水装置工事主任技術者の顔および氏名が確認できる書類	給水装置工事主任技術者証（公益財団法人給水工事技術振興財団発行）または運転免許証のカラーコピー
○	○	原本	指定給水装置工事業務内容等確認書	【添付書類】 研修会受講証（コピー）、資格を証明する書類（コピー）

★申請手数料：＜新規＞10,000円、＜更新＞8,000円（原則、申請書提出時に納入）

★受付：＜新規＞受付は随時。指定日は、毎月1日か15日（休日の場合はその翌日）です。

＜更新＞対象事業者には、事前に企業団から通知を行います。

★参考：指定基準（水道法第25条の3、水道法施行規則第20条）

（1）事業所ごとに、給水装置工事主任技術者がいること

（2）厚生労働省令で定める次の機械工具を有する者であること

①管の切断器具…金切りのこ等

②管の加工器具…ヤスリ、パイプねじ切り器等

③管の接合器具…トーチランプ、パイプレンチ等

④水圧テストポンプ

（3）次のいずれにも該当しないこと

①心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定める者

②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

③水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

④指定の取消日から2年を経過しない者

⑤給水装置工事に関し、不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者

⑥法人であって、その役員のうち上記のいずれかに該当する者があるもの

【申請場所】長浜市下坂浜町248-22 長浜水道企業団 電話:0749-62-4101